

給付奨学金 承諾書

日本学生支援機構奨学金を申し込むにあたって、奨学金の制度・内容を十分に理解していること、必要な準備が整っていることを確認するための書類です。
記載された内容を確認後、学生の生計維持者、本人承諾欄にそれぞれ該当者が自署してください。
氏名の代署は認められません。
各確認事項の口欄には、内容を理解したうえで✓を入れてください。

1、日本学生支援機構【給付奨学金】は、著しい成績不振で廃止となった場合、返還の義務が発生することは理解しましたか？

☐ はい

2、採用後も成績要件を満たしているかの審査が毎年あり、成績不振により留年及び卒業延期が確定した場合、奨学金が「廃止」になることは理解しましたか？

☐ はい

3、採用後、採用者説明や継続手続説明等を必ず受ける義務があること、諸手続きを放置した場合、採用取り消しになり、すでに振り込まれた奨学金を返還しなければならないことを理解しましたか？

☐ はい

4、採用後、在籍報告(4月、10月)を定められた期間内に行う義務があり、手続きを放置した場合、採用取り消しになり、すでに振り込まれた奨学金を返還しなければならないことを理解しましたか？

☐ はい

5、採用後、毎月の支給額、本人及び生計維持者の前年の所得金額や資産に基づき毎年10月に見直され、支援区分外になった場合は給付奨学金が「停止」になることを理解しましたか？

☐ はい

6、支援区分外の期間も3、4に記載のある奨学生として必要な在籍報告、継続手続き等を行う義務があることを理解しましたか？

☐ はい

7、上記1から6までの内容を理解、承諾し、学生がその義務を放棄することがないように指導することを承諾した上で、下記に生計維持者①(父又は母)が署名してください。

フリガナ		あなたとの関係 (続柄)	
生計維持者 ①氏名	(自署)	生年月日	昭和・平成 年 月 日

8、申請事項に虚偽・誤認がないことを確認し、以下内容を確認し承諾したうえで、奨学金を申請いたします。

- ・嘘の申告で給付奨学金を得た場合は、受け取った額の1.4倍の金額を返金しなければならないことを理解しています。
- ・過去に修学支援新制度の給付奨学金を受けたことがある人は、新規申込により2回目の支給を受けることはできません。
- ・編入学・転学・転籍が発生する場合は、速やかに大学へ申し出ることを誓います。

本人承諾欄	学籍番号							所 属
								学部 年
	氏名	(自署)						

【個人情報の取扱について】

※本学は個人情報の適正な取り扱いに努めています。頂いた情報を本奨学金に関する業務以外の目的で使用することはありません。